

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決！

「意見」「感想」を取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 15

厚生労働省が利用を促進

「業務改善助成金」

☆その内容と要件とは☆

平成22年6月に開催された雇用戦略対話において「最低賃金賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1000円を指すこと」とする政

「最低賃金引上げ」により最も影響を受ける中小企業に対する支援の一つとして厚生労働省は「業務改善助成金」を創設しています。業務改善助成金は、中小企業事業主が、事業場で最も低い賃金を、4年以内に1時間当たり800円以上に引き上げることと内容を定める賃金引上げ計画を策定

し、その計画に従って1年あたり40円以上の引上げを実施し、これに伴って「就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等」の業務改善を行った場合に、その経費の2分の1（上限100万円）を助成するというものです（図1参照）。

この助成金の対象となる事業主の要件の一つとして「賃金改善計画及び業務改善計画を策定し、秋田労働局長に業務改善助成金交付申請書を提出し、交付決定を受けた事業主であること」とあります。

助成金の交付額

- 交付額
助成対象経費の2分の1
(1000円未満は100円)
交付上限額は100万円
- 助成対象となる経費
下記の経費（下限10万円）

賃金、教育、借入金、設備費、建設費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、製作・実験費、研修費及び研修費

「賃金改善計画」は前述のとおりですが、助成金の支給対象となるのは「40円以上」引き上げた年度に限られます。図2の例では初年度から3年度までは毎年度40円ずつ

図2 引上げ例【職場最低賃金が「650円」の場合】
平成21年4月1日現在の秋田県の最低賃金は「641円」です。

	初年度	2年度	3年度	4年度
引上げ額	40円	40円	40円	30円
引上げ後の額	650円 ↓ 690円	690円 ↓ 730円	730円 ↓ 770円	770円 ↓ 800円

表3 賃金改善計画（平成23年度）

業種	事業主数 (労働者数)	事業主数 (%)	労働者数 (千人)	労働者数 (%)	賃金改善額 (百万円)	賃金改善率 (%)	備考
商社・サービス業	1～9	660	3	3	2,200,000	1,000,000	パソコンの導入 事務所の改修 厨房の改修 就業規則の整備
飲食・酒類業	30～39	700	9	3	1,800,000	600,000	タイヤシヨベルの導入
製造業	1～9	617	3	4	2,600,000	1,000,000	カラー複合機の増設 就業規則作成費
印刷業	10～19	647	2	4	1,500,000	600,000	3.5tダンプ(中古)の導入
建設業	1～9	748	1	2	2,100,000	1,000,000	

「年度更新」のお知らせ

労働保険料の申告・納付手続き

新年度がスタートして1カ月が経ちました。ゴールデンウィークも明け本格的な5月病の時期、いや「労働保険の年度更新」の時期になりました。これは労働保険の保険料を申告・納付する手続で、労働者がいなかった場合や保険料の納付が困難であった場合も申告書の提出は忘れずしなければなりません。申告書の提出期限を守らないと政府が労働保険料や一般拠出金を決定し追徴金が課されるので期限内に申告・納付を行う必要があります。そもそも労働保険の年度更新とはなんでしょうか。労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年1回、6月1日（労働保険の年度更新）と呼ばれるから7月10日までに、保険年度4「労働保険の年度更新」と呼ばれ

月1日から翌年3月31日までの1年（を単位として計算して事業主が申告納付することになっていきます。保険料の額は保険年度期間中に支払が確定したすべての労働者の賃金総額にその事業主ごとに決めた保険料率を乗じて算定されます。保険料の納付はあらかじめ新年度の保険料を概算で申告・納付しておきその年度が終了して賃金総額が確定した時点で保険料を精算する仕組みになっています。前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続を同時に行うことを事業主（納付義務者）から徴収することになってしまおうので、きちんと納付して下さい。

（社会保険労務士 佐々木 健）

所長の一言

賃金についての法律は、そのとおりです。そのためには、最低額を定めた最低賃金法と使用者が労働者の能力を見極めな私に定めた最低賃金法と支用者が労働者の能力を見極めな24条しかありません。労働基準法は製造業工場労働者以上、通貨で直接労働者に全額を支払って、年齢やその仕事を支払って「安い」と思われなくても違法とはなりません。そもそも賃金については、時間給だけで不公平感をなくすには、Aの時間単価を上げて評価するか、Bの時間単価を設計し直します。しかし、製品の出来映えがAよりもBの方がよい場合はどうすればよいでしょう？

能力評価は難しいですね。

（所長 堀井 潤）

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html>

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303



事務所 秋田市稲野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本館掲載の記事・写真などの著作権・配権を承ります。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 幸孝